

国立大学法人大分大学における公的研究費の不正使用の防止及び対応に関する規程

令和4年9月26日制定

令和4年規程第88号

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、国立大学法人大分大学（以下「法人」という。）における公的研究費の使用に当たって、公的研究費の不正使用の防止及び不正使用が生じた場合における適正な対応に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 公的研究費 法人において運営費交付金、補助金、受託研究費、共同研究費、寄附金、自己収入等を財源として扱う全ての経費をいう。
- (2) 不正使用 架空請求に係る業者への預け金、実体を伴わない旅費、給与又は謝金の請求及び虚偽の書類等によって法令、関係規程等に違反した公的研究費の使用をいう。
- (3) 研究者等 法人の職員その他の法人の公的研究費の運営及び管理に関わる全ての者をいう。
- (4) 部局 国立大学法人大分大学部局を定める規程（平成16年規程第14号）第2条第2項第1号に規定する部局をいう。
- (5) 部局長 前号に規定する部局を掌理する者をいう。

(研究者等の責務)

第3条 研究者等は、公的研究費の不正使用やその他の不適切な使用を行ってはならず、また、他者による公的研究費の不正使用の防止に努めなければならない。

- 2 研究者等は、公的研究費の取扱いについては、国立大学法人大分大学会計規則（平成16年規則第7号）その他の内部規則（以下「会計規則等」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）及び関係法令並びに交付等の条件を遵守しなければならない。

第2章 公的研究費の不正使用防止のための体制

(適正使用最高管理責任者)

第4条 法人に、公的研究費の運営及び管理について最終責任を負う者として適正使用最高管理責任者を置き、学長をもって充てる。

- 2 適正使用最高管理責任者は、公的研究費の不正使用防止対策の基本方針を策定し、及び周知するとともに、次条に規定する適正使用統括管理責任者及び第6条に規定する適正使用コンプライアンス推進責任者が公的研究費の適切な運営及び管理を行うことができるよう必要な措置を講ずるものとする。

(適正使用統括管理責任者)

第5条 法人に、適正使用最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営及び管理に関し、法人全体を統括する権限と責任を有する者として適正使用統括管理責任者を置き、学長が指名する理事をもって充てる。

- 2 適正使用統括管理責任者は、公正な公的研究費の使用を推進するための適切な措置を講ずるものとする。

(適正使用コンプライアンス推進責任者)

第6条 適正使用最高管理責任者は、研究者等に対するコンプライアンス教育について実質的な責任と権限を持つ者として適正使用コンプライアンス推進責任者を置き、部局長をもって充てる。

2 適正使用コンプライアンス推進責任者は、当該部局におけるコンプライアンスの向上及び公的研究費の不正使用の防止等に関する責任者として、適正な公的研究費の使用を推進するための適切な措置を講じなければならない。

3 適正使用コンプライアンス推進責任者は、部局の研究者等に対し、コンプライアンスに関する教育を定期的に行わなければならない。

4 適正使用コンプライアンス推進責任者は、適正使用コンプライアンス推進責任者を補佐する者として、必要に応じて適正使用コンプライアンス推進副責任者を置くことができる。

(職名の公表)

第7条 前三条の責任者を置いた場合、又はこれを変更した場合は、その職名をホームページ等に公表するものとする。

(研究費適正使用推進委員会)

第8条 法人に、公的研究費の不正使用防止計画を策定・実施し、実施状況を確認するため、国立大学法人大分大学研究費適正使用推進委員会（以下「研究費適正使用推進委員会」という。）を置く。

2 研究費適正使用推進委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(経理事務)

第9条 公的研究費に係る契約、旅費支給、給与、謝金支給等の経理に関する取扱いは、別段の定めのある場合のほか、会計規則等により取り扱うものとする。

(誓約書)

第10条 適正使用最高管理責任者は、会計規則等を遵守し、及び公的研究費の不正使用防止に係る規範意識の醸成を図るため、研究者等に対して誓約書の提出を求めるものとする。

(公的研究費の使用に関する相談窓口)

第11条 公的研究費の使用に関する法令、関係規程等について、学内外からの相談を受け付ける窓口を財務部財務企画課に設置する。

第3章 告発の受付

(告発の受付窓口)

第12条 公的研究費の不正使用に係る告発（以下「告発」という。）への迅速かつ適切な対応を行うため、国立大学法人大分大学公益通報取扱規程（平成19年規程第72号。以下「公益通報規程」という。）第6条第1項に規定する通報・相談窓口を受付窓口を置く。

2 前項の受付窓口で告発があった場合は、公益通報規程第7条第4項の規定により、財務部財務企画課（以下「告発窓口」という。）に事案を移送するものとする。

(告発の受付体制)

第13条 公的研究費の不正使用の疑いがあると思料する者は、何人も受付窓口に対して告発を行うことができる。

- 2 告発は、原則として、顕名により行われ、公的研究費の不正使用を行ったとする研究者又は研究グループ等の氏名又は名称、公的研究費の不正使用の態様その他事案の内容が明示され、かつ、公的研究費の不正使用とする合理性のある理由が示されていなければならない。
- 3 告発窓口の責任者は、移送された告発が匿名によるものである場合であって、必要と認めるときは、適正使用統括管理責任者と協議の上でこれを受け付けることができる。
- 4 告発窓口の責任者は、告発の移送を受けたときは、速やかに適正使用統括管理責任者に報告するものとする。
- 5 適正使用統括管理責任者は、前項の報告を受けた場合は、速やかに適正使用最高管理責任者に報告するとともに、当該告発に関係する適正使用コンプライアンス推進責任者等に、その内容を通知するものとする。

(インターネット等による公的研究費の不正使用の指摘)

第14条 適正使用統括管理責任者は、新聞等の報道機関、研究者コミュニティ又はインターネット等により、公的研究費の不正使用の疑いが指摘された場合（公的研究費の不正使用を行ったとする研究者又は研究グループ等の氏名又は名称、公的研究費の不正使用の態様その他事案の内容が明示され、かつ、公的研究費の不正使用とする合理的理由が示されている場合に限る。）は、これを匿名の告発に準じて取り扱うことができる。

(告発の相談)

- 第15条 公的研究費の不正使用の疑いがあると思料する者で、告発の是非や手続について疑問がある者は、告発窓口に対して相談をすることができる。
- 2 告発窓口は、告発の意思を明示しない相談があった場合において、その内容を確認して相当の理由があると認められるときは、相談者に対して告発の意思の有無を確認するものとする。
 - 3 相談の内容が、公的研究費の不正使用が行われようとしている、又は公的研究費の不正使用を求められている等であるときは、告発窓口の責任者は、適正使用統括管理責任者に報告するものとする。
 - 4 適正使用統括管理責任者は、前項の報告があった場合において、その内容を確認し、相当の理由があると認められるときは、その報告内容に関係する者に対して警告を行うものとする。

(告発窓口の職員の義務)

- 第16条 告発窓口の職員は、告発の移送又は相談を受けた場合において、告発者及び被告発者の秘密の遵守その他告発者及び被告発者の保護を徹底しなければならない。
- 2 告発窓口の職員は、告発の相談を受け付ける場合において、面談による場合は個室にて実施し、書面、ファクシミリ、電子メール、電話等による場合はその内容を他の者が同時及び事後に見聞できないような措置を講ずるなど、適切な方法で実施しなければならない。

第4章 関係者の取扱い

(秘密保護義務)

- 第17条 この規程に定める業務に携わる全ての者は、業務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。職員等でなくなった後も、同様とする。
- 2 適正使用最高管理責任者は、告発者、被告発者、告発内容、調査内容及び調査経過について、調査結果の公表に至るまで、告発者及び被告発者の意に反して外部に漏えいしないよう、これらの秘密の保持を徹底しなければならない。

- 3 適正使用最高管理責任者は、当該告発に係る事案が外部に漏えいした場合は、調査の途中かどうかにかかわらず、告発者及び被告告発者の了解を得て、調査事案について公に説明することができる。ただし、告発者又は被告告発者の責に帰すべき事由により漏えいしたときは、当該者の了解は不要とする。
- 4 適正使用最高管理責任者及びその他のこの規程の業務に携わる者は、告発者、被告告発者、調査協力者又は関係者に連絡又は通知をする場合は、告発者、被告告発者、調査協力者及び関係者等の人権、名誉及びプライバシー等を侵害することのないよう配慮しなければならない。

(告発者の保護)

- 第18条 適正使用最高管理責任者は、告発をしたことを理由とする当該告発者の職場環境の悪化又は差別待遇が起きないようにするために、適切な措置を講じなければならない。
- 2 法人に所属する全ての者は、告発をしたことを理由として、当該告発者に対して不利益な取扱いをしてはならない。
 - 3 学長は、告発者に対して不利益な取扱いを行った者がいた場合は、国立大学法人大分大学職員就業規則（平成16年規則第5号。以下「就業規則」という。）その他関係規程等に基づき、その者に対して処分を行うことができる。
 - 4 学長は、悪意に基づく告発であることが判明しない限り、単に告発したことを理由に当該告発者に対して懲戒処分、解雇、降格、配置換その他当該告発者に不利益な措置等を行ってはならない。

(被告告発者の保護)

- 第19条 法人に所属する全ての者は、相当な理由なしに、単に告発がなされたことのみをもって、当該被告告発者に対して不利益な取扱いをしてはならない。
- 2 学長は、相当な理由なしに被告告発者に対して不利益な取扱いを行った者がいた場合は、就業規則その他関係規程等に基づき、その者に対して処分を行うことができる。
 - 3 学長は、相当な理由なしに、単に告発がなされたことのみをもって、当該被告告発者の研究活動の全面的な禁止、懲戒処分、解雇、降格、配置換その他当該被告告発者に不利益な措置等を行ってはならない。

(悪意に基づく告発)

- 第20条 何人も、被告告発者を陥れるため、又は被告告発者の研究を妨害するため等専ら被告告発者に何らかの不利益を与えること又は被告告発者が所属する組織等に不利益を与えることを目的とする告発（以下「悪意に基づく告発」という。）を行ってはならない。
- 2 学長は、悪意に基づく告発であったことが認められた場合は、当該告発者の氏名の公表、懲戒処分、刑事告発その他必要な措置を講ずることができる。
 - 3 適正使用最高管理責任者は、前項の処分を行ったときは、当該公的研究費を配分する機関（以下「資金配分機関」という。）及び関係省庁に対して、その措置の内容等を通知する。

第5章 事案の調査

(予備調査の実施)

- 第21条 適正使用最高管理責任者は、第13条に規定する告発があった場合又は法人が予備調査が必要であると認めた場合は、予備調査委員会を設置の上、当該委員会において速やかに予備調査を実施しなければならない。
- 2 予備調査委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。
 - (1) 被告告発者が所属又は主担当の部局の適正使用コンプライアンス推進責任者

- (2) 適正使用コンプライアンス推進責任者が必要と認める者 2人以上
- 3 前項第2号の委員は、同項第1号の適正使用コンプライアンス推進責任者が指名する。
 - 4 第2項の委員は、告発者及び被告発者と直接の利害関係を有しない者でなければならない。
 - 5 被告発者が所属又は主担当の部局の適正使用コンプライアンス推進責任者が告発者又は被告発者と直接の利害関係を有するときは、第2項第1号の委員は、被告発者の所属又は主担当の部局における直接の利害関係を有しない教員のうちから、適正使用最高管理責任者が指名する者をもって充てる。
 - 6 予備調査委員会に委員長を置き、第2項第1号の委員をもって充てる。
 - 7 予備調査委員会は、必要に応じて、予備調査の対象者に対して関係資料その他予備調査を実施する上で必要な書類等の提出を求め、又は関係者のヒアリングを行うことができる。
 - 8 予備調査委員会は、本調査の証拠となり得る関係書類等を保全する措置を講ずることができる。

(予備調査の方法)

第22条 予備調査委員会は、告発された公的研究費の不正使用が行われた可能性、告発に当たり示された理由の論理性、告発内容の本調査における調査可能性その他必要と認める事項について、予備調査を行う。

(本調査の決定等)

- 第23条 予備調査委員会は、告発を受け付けた日又は予備調査の指示を受けた日から起算して30日以内に、予備調査結果を適正使用統括管理責任者に報告する。
- 2 適正使用統括管理責任者は、前項の報告を受けた場合は、速やかに適正使用最高管理責任者に報告する。
 - 3 適正使用最高管理責任者は、前項により報告のあった予備調査結果を踏まえ、速やかに本調査を行うか否かを決定する。
 - 4 適正使用最高管理責任者は、本調査を実施することを決定したときは、告発者及び被告発者に対して本調査を行う旨を通知し、本調査への協力を求める。
 - 5 適正使用最高管理責任者は、本調査を実施しないことを決定したときは、その理由を付して告発者に通知する。この場合において、資金配分機関、関係省庁又は告発者の求めがあった場合に開示することができるよう、予備調査に係る資料等を保存するものとする。
 - 6 適正使用最高管理責任者は、本調査を実施することを決定したときは、当該事案に係る公的研究費の資金配分機関及び関係省庁に、本調査を行う旨を報告するものとする。

(調査委員会の設置)

- 第24条 適正使用最高管理責任者は、本調査を実施することを決定したときは、速やかに調査委員会を設置する。
- 2 調査委員会の全ての調査委員は、告発者及び被告発者と直接の利害関係を有しない者でなければならない。
 - 3 調査委員会は、事案ごとに設置するものとし、その委員は、次の各号に掲げる者をもって構成する。
 - (1) 適正使用統括管理責任者
 - (2) 公的研究費に関して知見を有する者 若干人
 - (3) 弁護士 1人
 - (4) その他適正使用最高管理責任者が必要と認める者
 - 4 調査委員会に委員長を置き、前項第1号の委員をもって充てる。

- 5 第3項第2号から第4号までの委員は、適正使用最高管理責任者が指名又は委嘱する。

(本調査の通知)

第25条 適正使用最高管理責任者は、調査委員会を設置したときは、調査委員会委員の氏名及び所属又は主担当を、告発者及び被告発者に通知する。

- 2 前項の通知を受けた告発者又は被告発者は、当該通知を受けた日から起算して7日以内に、書面により、適正使用最高管理責任者に対して調査委員会委員の指名又は委嘱に関する異議を申し立てることができる。
- 3 適正使用最高管理責任者は、前項の異議申立てがあった場合は、当該異議申立ての内容を審査の上、その内容が妥当であると判断したときは、当該異議申立てに係る調査委員会委員を交代させるとともに、その旨を告発者及び被告発者に通知する。

(本調査の実施)

第26条 調査委員会は、本調査の実施の決定があった日から起算して30日以内に、本調査を開始するものとする。

- 2 調査委員会は、調査の実施に際し、調査方針、調査対象、調査方法等について資金配分機関に報告、協議しなければならない。
- 3 調査委員会は、告発者及び被告発者に対し、直ちに本調査を行うことを通知し、調査への協力を求めるものとする。
- 4 調査委員会は、告発において指摘された資料の精査及び関係者のヒアリング等の方法により、本調査を行うものとする。
- 5 調査委員会は、被告発者による弁明の機会を設けなければならない。
- 6 告発者、被告発者及び当該告発に係る事案に関係する者は、調査が円滑に実施できるよう積極的に協力し、真実を忠実に述べるなど、調査委員会の本調査に誠実に協力しなければならない。

(本調査の対象)

第27条 調査委員会は、告発された事案に係る公的研究費のほか、本調査に関連した被告発者の他の公的研究費を本調査の対象に含めることができる。

(証拠の保全)

第28条 調査委員会は、本調査を実施するに当たり、告発された事案に係る公的研究費に関して、証拠となる資料及び関係書類を保全する措置を講ずるものとする。

- 2 調査委員会は、告発された事案に係る公的研究費が使用された研究機関が法人でないときは、告発された事案に係る公的研究費に関して、証拠となる資料及び関係書類を保全する措置を講ずるよう、当該研究機関に依頼するものとする。
- 3 調査委員会は、前二項の措置に必要な場合を除き、被告発者の研究活動を制限してはならない。

(本調査の中間報告)

第29条 適正使用最高管理責任者は、本調査の終了前であっても、告発された事案に係る研究活動の予算の配分又は措置をした資金配分機関の求めに応じ、本調査の中間報告を当該資金配分機関に提出するものとする。

- 2 適正使用最高管理責任者は、調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、資金配分機関の求めがあったときには、当該事案に係る資料の提出若しくは閲覧又は現地調査に応じるものとする。

(公的研究費の不正使用の疑惑への説明責任)

第30条 被告発者は、調査委員会の本調査において告発された事案に係る公的研究費の不正使用に関する疑惑を晴らそうとする場合は、自己の責任において、当該公的研究費の使用が適正な方法及び手続により行われたことを、根拠を示して説明しなければならない。

第6章 公的研究費の不正使用等の認定

(認定の手続)

第31条 調査委員会は、本調査を開始した日から起算して150日以内に調査した内容をまとめた上で、次の各号に掲げる事項を認定するものとする。

- (1) 公的研究費の不正使用の有無
- (2) 公的研究費の不正使用の内容
- (3) 公的研究費の不正使用に関与した者及びその関与の程度
- (4) 公的研究費の不正使用の相当額
- (5) 前各号に掲げるもののほか、調査委員会が必要と認める事項

2 前項の規定にかかわらず、150日以内に前項各号の認定を行うことができない合理的な理由がある場合は、その理由及び認定の予定日を付した上で適正使用最高管理責任者に申し出て、その承認を得るものとする。

3 調査委員会は、公的研究費の不正使用が行われなかったと認定される場合において、調査を通じて告発が悪意に基づくものであると判断したときは、併せてその旨の認定を行うものとする。

4 前項の認定を行うに当たり、告発者に弁明の機会を与えなければならない。

5 調査委員会は、第1項及び第3項に規定する認定が終了したときは、直ちに適正使用最高管理責任者に報告しなければならない。

(認定の方法)

第32条 調査委員会は、告発者から説明を受けるとともに、調査によって得られた物的証拠、証言、被告発者の自認等の諸証拠を総合的に判断の上、公的研究費の不正使用か否かの認定を行うものとする。

2 調査委員会は、被告発者による自認を唯一の証拠として公的研究費の不正使用を認定することはできない。

3 調査委員会は、被告発者の説明及びその他の証拠により公的研究費の不正使用であるとの疑いを覆すことができないときは、公的研究費の不正使用と認定することができる。

(調査結果の通知及び報告)

第33条 適正使用最高管理責任者は、速やかに調査結果(認定を含む。以下同じ。)を告発者、被告発者及び被告発者以外であって公的研究費の不正使用に関与したと認定されたものに通知するものとする。この場合において、被告発者が法人以外の機関に所属しているときは、その所属機関に通知する。

2 適正使用最高管理責任者は、前項の通知に加えて、調査結果を当該事案に係る資金配分機関及び関係省庁に告発等の受付から210日以内に報告するものとする。なお、期限までに調査が完了しない場合であっても、調査の中間報告を資金配分機関及び関係省庁に報告するものとする。

3 適正使用最高管理責任者は、調査の過程であっても、公的研究費の不正使用の事実が一部でも確認された場合には、速やかに認定し、資金配分機関及び関係省庁に報告

するものとする。

- 4 適正使用最高管理責任者は、悪意に基づく告発であると認定があった場合において、告発者が法人以外の機関に所属しているときは、当該所属機関に通知するものとする。

(不服申立て)

- 第34条 公的研究費の不正使用が行われたものと認定された被告発者は、通知を受けた日から起算して14日以内に、調査委員会に対して不服申立てをすることができる。ただし、その期間内であっても、同一理由による不服申立てを繰り返すことはできない。
- 2 告発が悪意に基づくものと認定された被告発者（被告発者の不服申立ての審議の段階で悪意に基づく告発と認定された者を含む。）は、その認定について、前項の例により、不服申立てをすることができる。
- 3 不服申立ての審査は、調査委員会が行う。
- 4 適正使用最高管理責任者は、不服申立ての審査に当たり、新たに専門性を要する判断が必要となる場合は、調査委員の交代若しくは追加又は調査委員会に代えて他の者に審査をさせるものとする。ただし、調査委員会の構成の変更等を行う相当の理由がないと認めるときは、この限りでない。
- 5 前項の新たな調査委員は、第24条第2項及び第3項に準じて指名するとともに、第25条各項に準じた手続を行う。
- 6 調査委員会は、当該事案の再調査を行うまでもなく、不服申立てを却下すべきものと決定した場合は、直ちに適正使用最高管理責任者に報告する。
- 7 前項により報告を受けた適正使用最高管理責任者は、不服申立てを行った者（以下「不服申立人」という。）に対し、その決定を通知するものとする。この場合において、その不服申立てが当該事案の不当な遅延又は認定に伴う措置の先送りを主な目的とするものと調査委員会が判断した場合は、以後の不服申立てを受け付けないことを併せて通知するものとする。
- 8 調査委員会は、不服申立てに対して再調査を行う旨を決定した場合は、直ちに適正使用最高管理責任者に報告する。この場合において、当該報告を受けた適正使用最高管理責任者は、不服申立人に対し、その決定を通知するものとする。
- 9 適正使用最高管理責任者は、被告発者から不服申立てがあった場合にあってはその旨を告発者に対して通知し、告発者から不服申立てがあった場合にあってはその旨を被告発者に対して通知するものとする。この場合において、その事案に係る資金配分機関及び関係省庁に、当該不服申立てがあった旨を通知する。不服申立ての却下又は再調査開始の決定をしたときも、同様とする。

(再調査)

- 第35条 前条の不服申立てについて、再調査を実施する決定をした場合は、調査委員会は不服申立人に対し、当該不服申立てに係る調査結果を覆すに足るものと不服申立人が思料する資料の提出を求め、その他の当該事案の速やかな解決に向けて、再調査に協力することを求めるものとする。
- 2 調査委員会は、前項の不服申立人からの協力が得られない場合は、再調査を行うことなく手続を打ち切ることができる。
- 3 調査委員会は、前項により手続を打ち切った場合は、直ちに適正使用最高管理責任者にその旨を報告し、当該報告を受けた適正使用最高管理責任者は、不服申立人に対し、打ち切った旨を通知するものとする。
- 4 調査委員会は、再調査を開始した場合は、その開始の日から起算して50日以内に、当

該不服申立てに係る調査結果を覆すか否かを決定し、その結果を直ちに適正使用最高管理責任者に報告するものとする。ただし、50日以内に調査結果を覆すか否かの決定ができない合理的な理由がある場合は、その理由及び決定予定日を付して適正使用最高管理責任者に申し出て、その承認を得るものとする。

- 5 適正使用最高管理責任者は、第3項又は第4項の報告に基づき、速やかに再調査の結果を告発者、被告発者及び被告発者以外で公的研究費の不正使用に関与したと認定された者に通知するものとする。この場合において、被告発者及び被告発者以外で公的研究費の不正使用に関与したものと認定された者が法人以外の機関に所属しているときは、その所属機関に通知する。
- 6 適正使用最高管理責任者は、前項により通知した場合は、当該事案に係る資金配分機関及び関係省庁に報告する。

(調査結果の公表)

第36条 適正使用最高管理責任者は、公的研究費の不正使用が行われたとの認定がなされた場合は、速やかに調査結果を公表するものとする。

- 2 前項の公表における公表内容は、公的研究費の不正使用に関与した者の氏名・所属又は主担当、公的研究費の不正使用の内容、法人が公表までに行った措置の内容、調査委員会委員の氏名・所属又は主担当、調査の方法・手順等を含むものとする。ただし、合理的な理由がある場合は、公的研究費の不正使用に関与した者の氏名、所属等を非公表とすることができる。
- 3 公的研究費の不正使用が行われなかったとの認定がされた場合は、調査結果を公表しないことができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、調査結果を公表するものとする。
 - (1) 被告発者の名誉を回復する必要があると認められる場合
 - (2) 調査事案が外部に漏えいしていた場合
- 4 前項各号の公表における公表内容は、公的研究費の不正使用がなかったこと、被告発者の氏名・所属又は主担当、調査委員会委員の氏名・所属又は主担当、調査の方法・手順等を含むものとする。
- 5 適正使用最高管理責任者は、悪意に基づく告発が行われたとの認定がなされた場合は、告発者の氏名・所属又は主担当、悪意に基づく告発と認定した理由、調査委員会委員の氏名・所属又は主担当、調査の方法・手順等を公表する。

第7章 措置及び処分

(本調査中における一時的措置)

第37条 適正使用最高管理責任者は、本調査を行うことを決定したときから調査委員会の調査結果の報告を受けるまでの間、被告発者に対して告発された公的研究費の一時的な支出停止等の必要な措置を講ずることができる。

- 2 適正使用最高管理責任者は、資金配分機関又は関係機関から被告発者の該当する公的研究費の支出停止等を命じられた場合は、それに応じた措置を講ずるものとする。

(公的研究費の使用中止)

第38条 適正使用最高管理責任者は、次の各号に掲げる者（以下「被認定者」という。）に対して、直ちに公的研究費の使用中止を命ずるものとする。

- (1) 公的研究費の不正使用に関与したと認定された者
- (2) 公的研究費の不正使用が認定された公的研究費の使用に重大な責任を負う者として認定された者

(3) 公的研究費の全部又は一部について使用上の責任を負う者として認定された者

(措置の解除等)

- 第39条 適正使用最高管理責任者は、公的研究費の不正使用が行われなかったものと認定された場合は、本調査に当たり実施した公的研究費の支出停止等の措置を解除するものとする。この場合において、証拠保全の措置については、不服申立てがないまま申立期間が経過した後又は不服申立ての審査結果が確定した後、速やかに解除する。
- 2 適正使用最高管理責任者は、公的研究費の不正使用を行わなかったと認定された者の名誉を回復する措置及び不利益が生じないための措置を講ずるものとする。

(処分等)

- 第40条 学長は、本調査の結果、公的研究費の不正使用が行われたものと認定された場合は、被認定者に対して、法令、就業規則その他規程等に基づき、処分を行うものとする。
- 2 適正使用最高管理責任者は、前項の処分を行ったときは、該当する資金配分機関及び関係省庁に対して、その処分の内容等を通知する。
- 3 学長は、資金配分機関から公的研究費の不正使用にかかる公的研究費の返還要請を受けた場合は、被認定者に当該額を返還させなければならない。
- 4 学長は、公的研究費の不正使用の内容が私的流用である等悪質性が高い場合は、必要に応じて法的措置を講ずるものとする。

(是正措置等)

- 第41条 適正使用最高管理責任者は、本調査の結果、公的研究費の不正使用が行われたものと認定された場合は、必要に応じて、速やかに是正措置、再発防止措置その他必要な環境整備措置（以下「是正措置等」という。）を講ずるものとする。
- 2 適正使用最高管理責任者は、関係する適正使用コンプライアンス推進責任者に対し、是正措置等を講ずることを命ずることができる。
- 3 適正使用最高管理責任者は、前二項に基づいて講じた是正措置等の内容を、該当する資金配分機関及び関係省庁に報告するものとする。

(事務)

- 第42条 公的研究費の不正使用に係る調査等の手続に関する事務は、関係部局等の協力を得て、財務部財務企画課において処理する。

(雑則)

- 第43条 この規程に定めるもののほか、公的研究費の不正使用の防止及び対応に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、令和4年9月26日から施行する。
- 2 国立大学法人大分大学における公的研究費の不正使用防止等に関する規程（平成27年規程第34号）は、廃止する。

附 則（令和4年規程第96号）

この規程は、令和4年11月22日から施行する。